

契約書
重要事項説明書
個人情報使用同意書
(居宅介護支援事業)

利用者 様

事業者 居宅介護支援事業所かにえ

居宅介護支援事業所かにえ 契約書

様（以下「利用者」といいます。）と

医療法人瑞頌会の営む居宅介護支援事業所かにえ（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次の通り契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し入れがない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にその名前を文書で通知します。また、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立にケアマネジメントを行います。

第4条（居宅サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料金等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、居宅サービス計画の実施状況等の経過の把握に努め、利用者についての解決すべき課題の把握を行います。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サ

ービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意を持って居宅サービス計画を変更します。

第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条（要介護認定等の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第10条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第12条第1項から第3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条（料金）

- 1 介護サービスの提供開始以降1か月あたりの居宅介護支援利用料は「重要事項説明書」に記載する通りです。利用者の自己負担はありません。ただし、利用者が保険料を滞納し、保険給付の制限を受けている場合は、「重要事項説明書」に記載した額を利用料として利用者に請求します。
- 2 事業者が通常の事業実施地域以外の地域を訪問して、居宅介護支援を行った場合は、「重要事項説明書」に記載した交通費を支払っていただく場合があります。

第12条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解除することが出来ます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護事業者に関する情報を利用者に提供します。

- 3 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、特定施設入居者生活介護適用施設）に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第13条（秘密保持）

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- 2 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議等において、情報を共有するために個人情報サービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

第14条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第15条（身分証携行義務）

介護支援専門員は常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者やその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を掲示します。

第16条（相談・苦情対応）

事業所は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第17条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第18条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業所は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第19条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関して止むを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話：０５６７－９６－７００９

受付日時：月曜日から金曜日 ８時３０分～１７時３０分

（祝祭日、１２月３０日から１月３日までを除く）

担当 介護支援専門員

管理者 伊藤 早織

2 居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業所の名称、所在地、指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所かにえ
所在地	愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字佐屋川東 48-1
事業所の指定番号	居宅介護支援事業（愛知県 第 2 3 7 5 6 0 2 2 6 1 号）
サービスを提供する対象地域	蟹江町 弥富市 津島市 愛西市（旧佐屋町）あま市 飛島村 名古屋市中川区（戸田、春田）

(2) 職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	合計
管理者	1 名	0 名	サービス管理全般及び ケアプランの作成	1 名
介護支援専門員	0 名	1 名	ケアプランの作成	1 名

(3) 営業時間

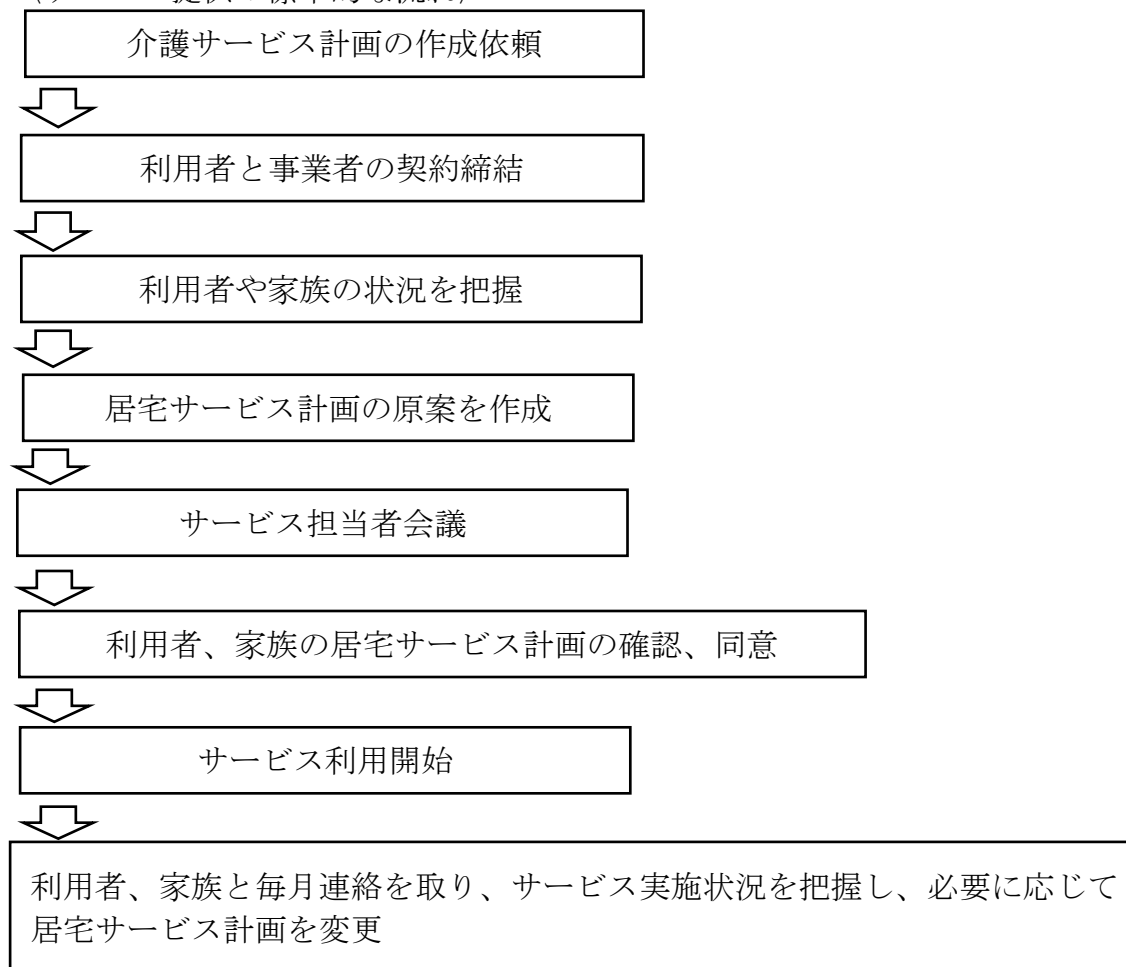
月曜日から金曜日 （祝祭日 1 2 月 3 0 日から 1 月 3 日までを除く）	8 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分
--	-----------------------

3 利用申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) 居宅サービス計画の作成

利用者の家庭を訪問して、利用者の心身の状況、おかれている環境等を把握した上で居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

〈サービス提供の標準的な流れ〉



利用者やその家族は居宅サービス計画書に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求めることができます。

主治医・歯科医師等との円滑な連携を図るため、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治医・歯科医師等に交付します。

利用者が病院又は診療所に入院する場合、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は、診療所に伝えるようお願いします。

4 利用料金

(1) 居宅介護支援利用料

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

但し、利用者の保険料の滞納などにより、法定代理受領ができなくなった場合は、一旦次の料金をいただくことになります。

要介護度	基本単位
要介護 1、2	1,086 単位
要介護 3、4、5	1,411 単位

加算項目	加算単位
初回加算	300 単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250 単位/月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200 単位/月
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450 単位
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600 単位
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600 単位
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750 単位
退院・退所加算（Ⅲ）	900 単位
通院時情報連携加算	50 単位/月
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300 単位
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300 単位
緊急等居宅カンファレンス加算	200 単位
介護職員等処遇改善加算	総単位数の 2.1%

※地域加算 10.42 円を乗じます。

(1) 交通費

前記 2 の (1) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。 通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援を提供する際は、通常の事業の実施地域を越える地点からその交通費の実費を徴収します。

○事業の実施地域を越えた地点から、片道 10 km 未満 300 円

○事業の実施地域を越えた地点から、片道 10 km 以上 500 円

5 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。

(2) その他の窓口

蟹江町役場民生部介護福祉課	電話番号 0567-95-1111 (代)
弥富市役所健康福祉部介護高齢課	電話番号 0567-65-1111 (代)
愛西市役所保健福祉部高齢福祉課	電話番号 0567-26-8111 (代)
津島市役所健康福祉部高齢介護課	電話番号 0567-24-1111 (代)
あま市役所福祉部高齢福祉課	電話番号 052-444-1001 (代)
名古屋市健康福祉局介護保険課担当	電話番号 052-972-2592
愛知県国民健康保険団体連合会	電話番号 052-971-4165
愛知県運営適正化委員会	電話番号 052-212-5515

6 事故発生時の対応

当事業所の居宅介護支援を提供中に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じて、速やかに管理者に報告します。

7 事業所の紹介率

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

8 ハラスメント対策

当事業所は、医療法人瑞頌会におけるハラスメントの防止に関する基本方針に従い業務に努めます。

9 虐待防止への取り組み

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

10 業務継続計画の策定

当事業所は、感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、従業者に対し必要な研修及び訓練等の実施に取り組めます。

1 1 当法人の概要

- (1) 名称・法人種別 医療法人瑞頌会
- (2) 代表者役職・氏名 理事長 真野 寿雄
- (3) 所在地 愛知県海部郡蟹江町大字西之森字長瀬下 6 5 番地 14
- (4) 電話番号 0567-96-2000 (代表)
- (5) 運営する施設 尾張温泉かにえ病院

尾張温泉かにえ病院 通所リハビリテーション

尾張温泉かにえ病院 訪問リハビリテーション

尾張温泉かにえ病院 訪問看護かにえ

介護老人保健施設かにえ

介護老人保健施設かにえ 短期入所療養介護

介護老人保健施設かにえ デイケア

介護老人保健施設かにえ 訪問リハビリテーション

居宅介護支援事業所かにえ

附 則

令和 8 年 6 月 1 日施行

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が、1通ずつ保有するものとします。

(事業者)

住 所 愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字佐屋川東48-1

電 話 0567-96-7009

名 称 医療法人瑞頌会 居宅介護支援事業所かにえ

指定番号 愛知県 第 237602261号

代 表 者 理 事 長 真野 寿雄 印

契約締結日 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて契約書・重要事項説明書を説明しました。

説明者 _____

私は本書面により、事業者から居宅介護支援についての契約書・重要事項説明書の説明を受けました。

(利用者)

住 所

氏 名

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名をしました。

(署名代筆者)

住 所

氏 名

続柄 ()

個人情報使用同意書

私およびその家族の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合、また他事業所を利用する場合に使用する。

2 使用にあたっての条件

- ① 情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最低限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3 個人情報の内容

- ・氏名、住所、生年月日、健康状態、病歴、家族状況等事業者が居宅介護支援を行う為に、最低限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ・認定調査票、主治医の意見書、介護認定審査会における判定結果の意見
- ・その他の情報

4 使用する期間

- ① 相談日から契約締結日前までの期間
- ② 契約締結日から契約終了日までの期間

以上

居宅介護支援事業所かにかえ 御中

年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

利用者家族 住所 _____

氏名 _____ 続柄 ()

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名をしました。

署名代筆者 住所 _____

氏名 _____ 続柄 ()